

神奈川県都市農業推進条例の改正の基本的考え方について

神奈川県都市農業推進条例（以下「条例」という。）は、新鮮で安全・安心な食料等の安定供給と、農業の有する多面的な機能を発揮している都市農業の持続的な発展を図り、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的に平成 17 年 10 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行されている。

平成 30 年度中に条例を改正することから、その基本的な考えを整理する。

1 条例の概要

(1) 制定時期

平成 17 年 10 月 18 日公布（平成 18 年 4 月 1 日施行）

(2) 条例の主な内容

第 2 条	用語の定義
第 3 条	3 つの基本理念
第 4～6 条	関係者の責務
第 7 条	基本的な施策
第 8 条	指針の策定
第 11 条	神奈川県都市農業推進審議会の設置

2 改正の理由

県では、平成 29 年 3 月に「かながわ農業活性化指針」を改定し、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進～医食農同源による県民の健康増進」とするとともに、総合的な数値目標として「農産物・畜産物の販売額」及び「農地面積」を設定し、目標達成に向けて施策の計画的な推進を図っている。

しかしながら、都市農業の基盤である農地については、依然として減少傾向で推移し、また、生産緑地を巡っては、「2022 年問題」によって貴重な農地の減少が危惧され、「農地面積」の目標達成は厳しい状況となっている。

こうした中であって、県内にある農地を保全し、都市農業の持続的な発展を図っていくためには、平成 29 年 4 月の生産緑地法等の改正や税制上の優遇措置など、国の法制度を農業者が積極的に活用することができる環境を整備するとともに、県として、生産緑地をはじめとする優良な農地を保全する姿勢を条例中に明確に示した上で、必要な施策を総合的かつ継続的に講じていく必要がある。

3 改正の要旨

- (1) 特に保全すべき農地について「理念」として規定する。
- (2) 特に保全すべき農地について、次に掲げる地区等の農地とする。

- | |
|--|
| ア 生産緑地法第 3 条第 1 項に規定する「生産緑地地区」 |
| イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「田園住居地域」 |
| ウ 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「農用地区域」 |

- (3) 特に保全すべき農地について、「基本的施策」への位置づけなどについて検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 10 月	第 31 回都市農業推進審議会 「条例改正素案」について検討
10 月	市町村・農業団体の意見聴取
11 月	第 32 回都市農業推進審議会 「条例改正案」について検討
平成 31 年 2 月	条例改正議案の提出
4 月	改正条例の施行